第三編　日本国による関税の撤廃及び削減

第Ａ節　日本国の表についての注釈

1　第二・八条の規定の適用に当たっては、第Ｄ節の日本国の表に掲げる品目について、表の「区分」の欄に掲げる次の区分を適用する。

(a)　日本国の表に掲げていない品目に分類される原産品の関税に加え、表の「区分」の欄に「Ａ」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、完全に撤廃し、当該原産品は、この協定の効力発生の日から無税とする。

(b)　表の「区分」の欄に「Ｂ３」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の七十五パーセントを削減する。

(ii)　当該原産品は、二年目の四月一日から無税とする。

(c)　表の「区分」の欄に「Ｂ５」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の五十パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの三回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、四年目の四月一日から無税とする。

(d)　表の「区分」の欄に「Ｂ５*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の五十二パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの三回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、四年目の四月一日から無税とする。

(e)　表の「区分」の欄に「Ｂ５**」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の七十パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの三回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、四年目の四月一日から無税とする。

(f)　表の「区分」の欄に「Ｂ５***」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、三年目の三月三十一日まで基準税率とし、当該原産品は、四年目の四月一日から無税とする。

(g)　表の「区分」の欄に「Ｂ５****」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に従価十五パーセント及び一キログラムにつき二十四円まで削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの三回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、四年目の四月一日から無税とする。

(h)　表の「区分」の欄に「Ｂ５*****」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に従価二十一パーセント及び一キログラムにつき二十四円まで削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの三回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、四年目の四月一日から無税とする。

(i)　表の「区分」の欄に「Ｂ７」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の三十七・五パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの五回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。

(j)　表の「区分」の欄に「Ｂ７*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に、基準税率の五十パーセントを削減し、これにより得られる税率の七分の二を更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの五回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。

(k)　表の「区分」の欄に「Ｂ７**」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の二十パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの五回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。

(l)　表の「区分」の欄に「Ｂ８」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の三分の一を削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの六回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。

(m)　表の「区分」の欄に「Ｂ９」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に従価一・七パーセントまで削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの七回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。

(n)　表の「区分」の欄に「Ｂ10」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の十一分の三を削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの八回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、九年目の四月一日から無税とする。

(o)　表の「区分」の欄に「Ｂ10*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の六十パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの八回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、九年目の四月一日から無税とする。

(p)　表の「区分」の欄に「Ｂ10**」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次のとおりとする。

(i)　この協定の効力発生の日から八年目の三月三十一日までは、次のAと(B)との差額とする。

(A)　次の(1)と(2)との合計額

(1)　一キログラムについての課税価格に係数（百パーセントに次の表の3欄に掲げる率を加えた率と同表の2欄に掲げる一キログラムについての額を一キログラムにつき八百九十七円五十九銭で除して得た値との差をいう。）を乗じて得た一キログラムについての額

(2)　次の表の2欄に掲げる一キログラムについての額

1	2	3
年	一キログラムについての額（円）	率（パーセント）
一	二三一・一三	三・二
二	一九二・七五	二・七
三	一五四・三八	二・二
四	一二八・六五	一・八